

地球温暖化対策に関する 法・計画・システムについて

草津市地球温暖化対策推進本部事務局

(環境経済部 温暖化対策室)

地球温暖化対策に関する法・計画・システムの概要

温対法・省エネ法が深く関与・市の事務事業ではKEMSシステムを活用

本市では、環境省が管轄する「**温対法**」に基づき「**地方公共団体地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)**」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。また、「**省エネ法**」における特定事業者として、毎年度のエネルギー使用の状況等について、経済産業省に定期報告書などを提出している。

なお、本市では、事務事業におけるエネルギー使用量等を把握し、職員が環境配慮行動を率先して行うようにするため、「**KEMS(草津市役所環境行動マネジメントシステム)**」を運用している。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

環境省

- ・目的:国内における地球温暖化対策の枠組みを定めた法
- ・義務:地方公共団体地球温暖化対策実行計画の策定 区域施策編(努力義務)／事務事業編(義務)
- ・実務:省エネ法の定期報告書を用いて、エネルギーの使用に伴って発生するCO₂の温室効果ガス算定排出量等を報告する必要がある

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)

経済産業省資源エネルギー庁

- ・目的:エネルギー使用の合理化等を総合的に進めるための必要な措置を講ずるための法
- ・適用:市長部局・教育委員会部局ともに、エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kℓ／年度以上であり、それぞれ特定事業者に指定されている
- ・義務:エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任、管理標準の設定(努力義務)、中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位または電気需要平準化評価原単位の低減(努力義務)
- ・実務:特定事業者として、毎年、中長期計画書・定期報告書等を提出する必要がある

KEMS(草津市役所環境行動マネジメントシステム)

- ・目的:良好な環境の保全、創造および環境負荷の継続的低減(事業者としての責務)、環境配慮行動を率先して行い、市民や事業者の規範となる(行政としての率先行動)
- ・実務:地球温暖化対策に関わることについては、システムを用いたエネルギー使用量等の把握や自覚研修、相互点検などがある
- ・備考:「ISO14001」(国際規格)のノウハウが定着してきたことから、平成22年に独自の環境マネジメントシステムであるKEMSへ移行

草津市の地方公共団体実行計画(区域施策編)

2つの基本方針(緩和策/適応策)・8つの重点アクション

<第4次草津市地球冷やしたいプロジェクト(=実行計画(区域施策編))に示す草津市の地球温暖化対策の体系>

基本方針	施策の方向性
1 未来へつなぐ低炭素スタイルの推進 	〔1〕 日常生活と事業活動における低炭素対策の推進
	〔2〕 建物、施設における低炭素対策の推進
	〔3〕 自動車における低炭素対策の推進
	〔4〕 環境学習・活動の推進
2 安全安心な暮らしに向けた適応の推進 	〔1〕 災害に関する対策の推進
	〔2〕 健康に関する対策の推進
	〔3〕 自然環境に関する対策の推進

出典: 実行計画(区域施策編) p24から抜粋

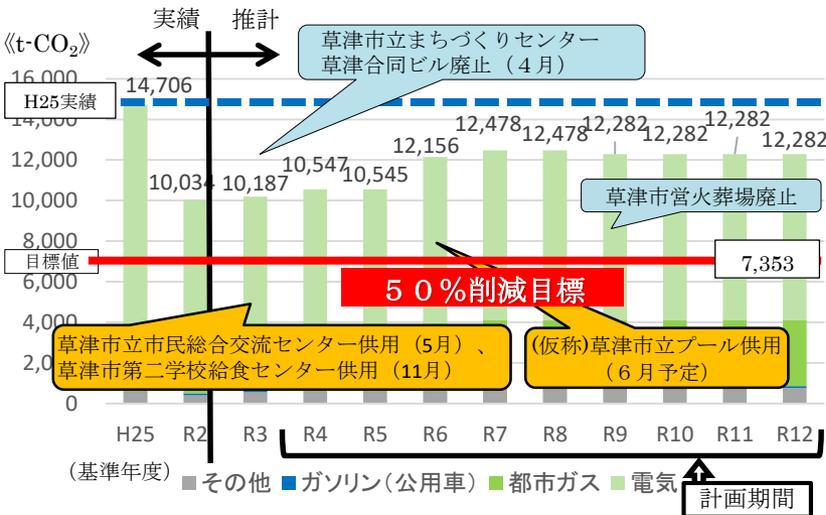
<第4次草津市地球冷やしたいプロジェクトにおける重点アクションのイメージ>

※重点アクション…「身近で気軽に取り組めるもの」「市民・事業者・団体・市が協働で取り組むことが可能なもの」



草津市の地方公共団体実行計画(事務事業編)

二酸化炭素(CO₂)排出削減に向けた具体的な4つの取組



<目標年度までのCO₂排出量推計>

※基準年度(H25)はH25年度の電気の排出係数、R2年度以降はR2年度の電気の排出係数で算定

※電気の排出係数については、毎年度国から公表される電気事業者別基礎排出係数を使用。なお、再生可能エネルギー由来電力の調達を行った場合、調整後排出係数を使用。

※(仮称)草津市立プールのCO₂排出量はR4年1月時点で想定される範囲で試算しているが、今後の事業進捗によって変動する可能性有り。

●CO₂排出係数…電力供給1kWhあたりのCO₂排出量

出典:実行計画(事務事業編) p10~13から抜粋

<取組1>施設の省エネ化の推進



- 既存施設も含め、LED照明灯などに交換可能な照明機器へのLED照明などの導入(導入施設数 目標100%)
- 施設の新設・更新時のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)導入検討
- 省エネ効果の高い機器の導入検討
- 蓄電池やコージェネレーションシステム等の導入検討
- エネルギーマネジメントの導入検討

<取組2>再生可能エネルギー等の利活用



- ごみ発電の余剰電力を施設で活用(自己託送等)
- 既存施設も含め、設置可能な市の建築物および土地の太陽光発電設備の導入(導入建築物数 目標50%以上)
- 再生可能エネルギー由来電力の調達の検討

<取組3>公用車による負荷の軽減



- 代替可能な電動車がない場合や災害対応等の事情も考慮の上、電動車の導入(導入台数目標100%)
- エコドライブの推進

<取組4>事業活動における脱炭素対策の推進



- 省エネルギー行動の推進
- 廃棄物の発生抑制
- グリーン購入の推進
- その他(健康都市との連携・緑化推進等)

草津市の温室効果ガス(CO₂)削減目標

区域施策編・事務事業編ともに2030年度に50%削減が目標

地方公共団体地球温暖化対策
実行計画(区域施策編)

地方公共団体地球温暖化対策
実行計画(事務事業編)

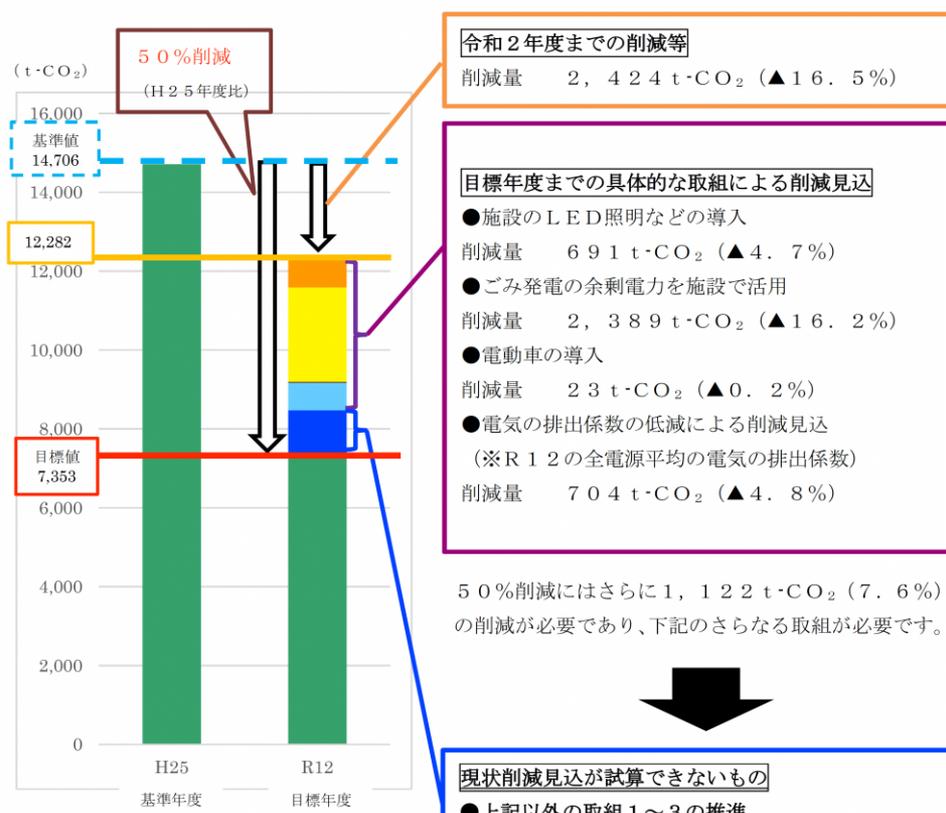
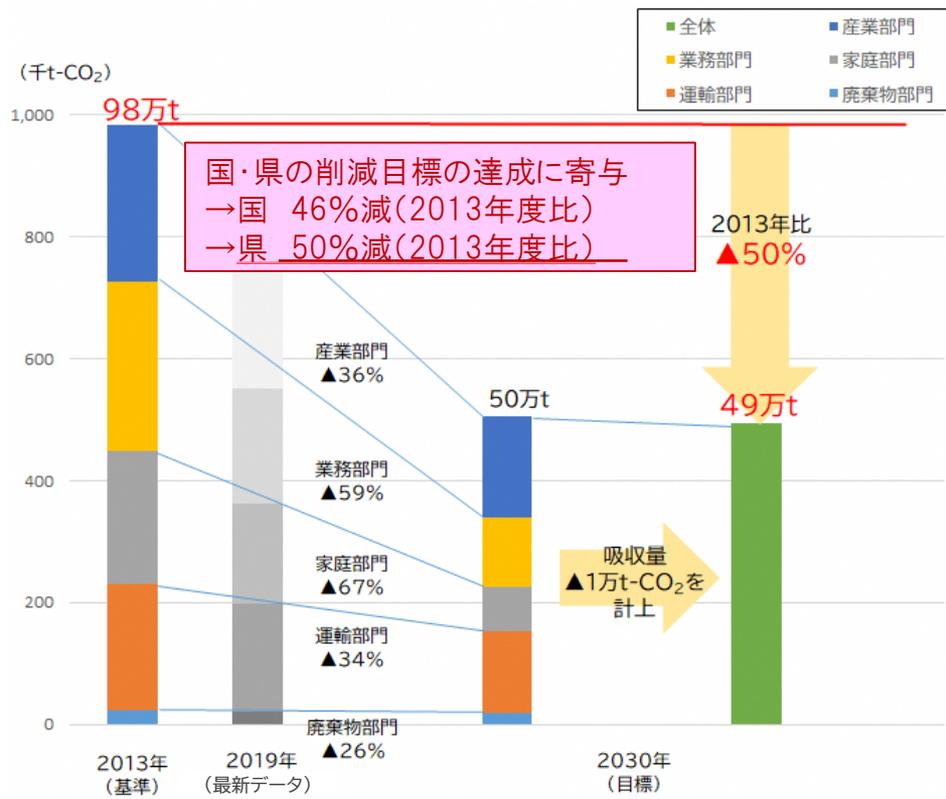


図6 各取組による削減量の目安

出典:実行計画(事務事業編)
p14から抜粋

詳細なLED・太陽光等導入計画は調査・検討中

<市域の温室効果ガス(CO₂)削減目標>

国・県の計画に基づく積み上げはあるが、不足を埋めるための今後の技術革新が必須とされている(国)